

厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）

分担研究報告書

がん治療スタッフ向け「治療と職業生活の両立支援ガイドブック」の開発

研究代表者 高橋 都

国立研究開発法人国立がん研究センター

がん対策情報センターがんサバイバーシップ支援部長

研究要旨：

【目的】本研究の目的は、がん治療に携わる医療者が、病気になっても就労を継続したいと希望する患者を支援するときのポイントについて、職場に意見書を提出する際の留意点も含めて、参照できるガイドブックを作成することである。

【方法】がん治療に携わる医師10名のヒアリングから得られた意見を反映してガイドブック作成ワーキンググループが目次案を作成し、それをヒアリング協力医に提示して最終案とした。

【結果】総論と各論3章からなるガイドブックを作成した。各論は、1章「医療者が知っておきたい就労の基礎知識」、2章「医療現場でできる就労支援の具体的なかたち」、3章「主治医と職場の情報教諭のヒント」から構成され、16個のQ&Aと7個のコラムを収載した。

【考察】本ガイドブックは、がん治療医を対象とした研修等における教育資料としての活用が期待される。

分担研究者

森 晃爾 産業医科大学 産業生態科学建久所産業保健経営学 教授
錦戸典子 東海大学健康科学部看護学科 教授

研究協力者

平岡 晃 国立がん研究センターがん対策情報センターがんサバイバーシップ支援部 外来研究員
古屋佑子 国立がん研究センターがん対策情報センターがんサバイバーシップ支援部 外来研究員
赤羽和久 名古屋第二赤十字病院乳腺外科 副部長
立石清一郎 産業医科大学 産業医実務研修センター 講師

A . 研究目的

平成 28 年 2 月に厚生労働省から公開された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000113365.html>)では、職場関係者と主治医が、働く患者の医療情報を共有することの重要性が強調されている。また、同年 12 月には改正がん対策基本法が国会で可決され、「事業主の責務」として、労働者ががんになっても雇用継続に向けた配慮をすることが努力義務として明記された。今後、主治医が職場関係者から患者の医療情報や職場における配慮のあり方などについて意見を求められる機会が増えることが予想される。しかし、具体的に職場に向けた情報提供のあり方について治療医が参照できる資料はきわめて少ない。

本研究の目的は、がん治療に携わる医療者が、病気になっても就労を継続したいと希望する患者を支援するときのポイントについて、職場に意見書を提出する際の留意点も含めて、参照できる資料を作成することである。

B . 研究方法

1. ガイドブックの方向性と目次案の検討

まず、産業医、産業看護職、がん治療医、両立支援研究者からなるワーキンググループを構成し、医療者向けガイドブックの方向性や収載すべき内容についてブレインストーミングを実施した。その結果、

- ・ いきなりすべてのがん治療スタッフに届かなくても、一部の問題意識が高い医療者が手に取るような内容を目指す。
- ・ 就労支援のチーム研修の副読本を目指す。
- ・ そもそも労働契約とは何かということも含め、事業場が前提とする内容も治療スタッフに伝える必要がある。
- ・ 意見書の具体的な書き方も収載したほうがよい。
- ・ 治療スタッフ、特に医師が、意見書作成を含めた就労支援について、具体的に何に困り、どのようなツールを望んでいるか、把握することが必要である。

等の意見が得られた。

2. 治療医ヒアリング

1. のブレインストーミングに基づき、10 名のがん治療医に 30 分程度の個別ヒアリング(面談・メール・電話)を実施し、患者の就労に関する基本的スタンス、働くときの留意事項として普段から伝えていること、復職診断書や就労に関する主治医意見書(診療情報提供書を含む)を書いた経験と書き方、

診断書や意見書を出す際の懸念事項、患者の就労支援に向けてほしいツールや研修等を聴取した。

3. ガイドブック目次案の作成と執筆

治療医ヒアリングの内容を活かしつつ、ワーキンググループでガイドブックの目次案を作成した。その目次案をヒアリング協力医に提示し、コメントを収集した。

最終的な目次案に基づいてワーキンググループが分担して各章を執筆し、互いに内容を確認して修正し、最終稿とした。

< 倫理面への配慮 >

ヒアリング協力医の面談内容は文字化して電子媒体に記録し、鍵がかかるロッカーに保管した。

C . 研究結果

医師ヒアリングを経て、最終的に両立支援に関する総論と各論 3 章からなる目次を資料に示す。各論は、1 章「医療者が知っておきたい就労の基礎知識」、2 章「医療現場でできる就労支援の具体的なかたち」、3 章「主治医と職場の情報教諭のヒント」から構成され、16 個の Q&A と 7 個のコラムを収載した。

D . 考察

今後、本ガイドブックは、がん治療に携わる医療者を対象とした就労支援研修等における教育資料としての活用が期待される。また、患者の治療と職業生活の両立支援における医療現場と事業場の連携は、がん以外の疾患においても不可欠であるため、本ガイドブックは、がん以外の私傷病の治療を担当する医療者教育への活用も可能と考えられる。

E . 結論

がん治療に携わる医療者に向けて、「治療と職業生活の両立支援ガイドブック」を作成した。本ガイドブックは、がんをはじめとする私傷病を持つ患者の就労支援に向けた医療者教材としての活用が期待される。

F . 研究発表

1. 高橋 都:事業場向け両立支援ガイドラインが「現場」に求めること. 第 64 回日本職業・災害医学会学術大会 仙台 2016.10.23

G . 知的財産権の出願・登録状況

なし

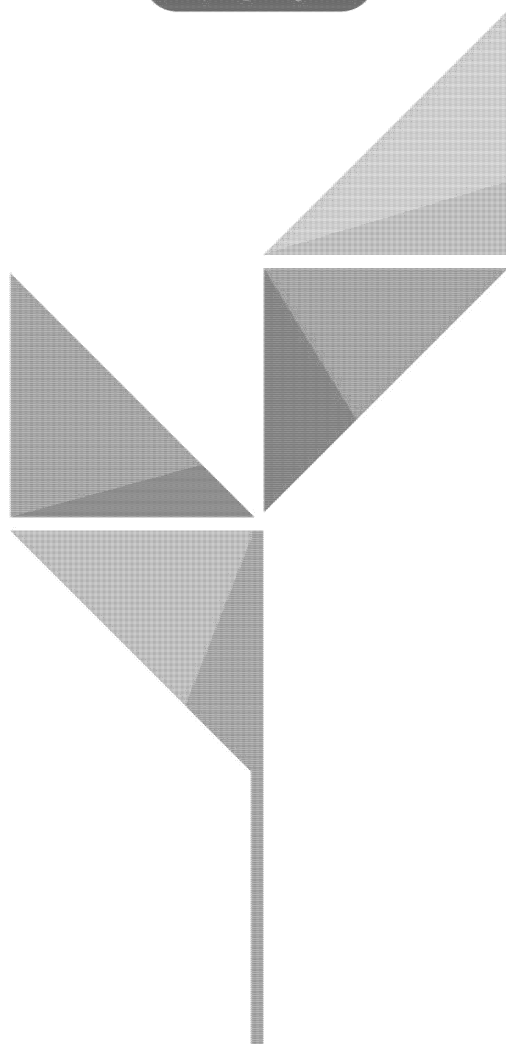
< 添付資料 >

資料 1 ガイドブック表紙

資料 2 ガイドブック目次

がん治療スタッフ向け
治療と職業生活の
両立支援ガイドブック

Ver.1



目次

はじめに	2
序章 働くがん患者の長期的な幸せ（利益）を考える	5
1. 治療医と職場関係者の立場の違い	5
2. その患者（労働者）に働く意欲と能力はあるか	5
3. 長期的に患者に資する着地点を見出す～職場との連携における医療者の役割	7
1章 医療者が知っておきたい就労の基礎知識	8
Q1 使用者（事業主）と労働者が結ぶ労働契約とはどのようなものですか？	8
Q2 企業の就業規則とはどのようなものですか？	9
コラム① 治療と仕事の両立に役立つ会社の支援制度とは？	10
Q3 労働者が病気になった場合、企業内ではどのような流れで対応しますか？	11
コラム② 会社に提供した情報は誰にどう伝わる？	
～主治医の診断書や意見書の扱われ方について	13
コラム③ 雇用形態の種類	15
Q4 産業医や産業看護職は、どのような資格ですか？	16
Q5 産業医や産業看護職は企業側の人間ですか？	
～産業医・産業看護職との連携のポイント	17
2章 医療現場でできる就労支援の具体的なかたち	18
Q6 医療者や医療機関は、 がん患者の就労支援に向けてどのように動けばよいのでしょうか？	18
1) 精密検査～確定診断の場面（医師・看護師）	
2) 治療プロセス全体を通じて（すべての医療職）	
Q7 相談支援スタッフや事務スタッフが、患者の就労支援に向けてできることを教えてください。	20
コラム④ 病院ぐるみでとりくもう	21
Q8 病気や治療が引き起こす様々な症状は、 就労場面で具体的にどのような問題を引き起こしますか？	22
3章 主治医と職場の情報共有のヒント（平岡・古屋）	25
Q9 働き方についての主治医意見書を記載することによって、 左遷や解雇など、患者に不利益が生じることはないですか？	25
Q10 職場から患者の働き方についての主治医の意見を求められたら、何に気を付けたらよいですか？	26
Q11 職場復帰可能と判断する基準は？～主治医が職場復帰を止めたほうがよいとき	27
Q12 職場から適切な配慮を得るための、意見書執筆のコツはありますか？	
～職場は何を知りたいか（コラム4、Q14を統合）	28
コラム⑤ 会社が対応に困る意見書	30
Q13 復職時期や仕事のしかたについて、医師と患者の意見が異なるときはどうしたらよいですか？	31
Q14 主治医意見書どおりに働いた患者に問題が起きたとき、責任は主治医にあるのでしょうか？	32
Q15 後遺症や永続的な障害が残ってしまった場合には、働き方をどのように助言したらよいですか？	33
Q16 再発後や終末期の就労は、どのように考えればよいのでしょうか？	34
コラム⑥ 自動車運転等で留意すべき薬物とその考え方。	35
コラム⑦ 患者から「解雇を通告された」と相談されたら	37
資料編	38